

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年12月26日(月) 開会 午後 3時00分
閉会 午後 3時40分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	15番	戸高 一志	16番	永田 貞義
17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛		

4 欠席委員 14番 有澤 章

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第70号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
- 第5 議案第71号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第6 議案第72号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第73号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第74号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 湯地 二三夫

7 職務のため出席した者の氏名

局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美 主査 別宮 愛

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、こんにちは。 それでは、12月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長補佐が行います。
	局長補佐	議長、局長補佐。 それでは、12月の諸報告をさせていただきます。 委員の皆様には、農地利用状況調査を実施して頂いております。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 16日、4・5条現地調査検討会、第1小委員会を開催しました。 16日、農業者年金加入推進会議を第5会議室にて開催しました。 同じく16日、川南町農業者年金受給者協議会が第5会議室にて開催され、会長が出席されました。 本日、12月定例総会であります。総会終了後、農業振興地域整備計画変更審査会を開催します。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	11番	議長、11番。 11月10日、午前9時より役場第3会議室で6番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、4番 井尻 恵雄委員、5番 湯地 二三夫委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第70号 5条変更	議長	【日程第4】 議案第70号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第70号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請件数は、1件でございます。申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 12月16日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。この農地は、農機具及びタンク置場として申請していましたが、諸事情によりかなわなくて、今回土地を売って一般住宅を建てるという変更申請です。委員会としては許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。令和元年11月に農機具及びタンク置場として申請していましたが資金面等で実行できず、今回一般住宅として売るものです。非承継人は日向市に住まわれ木城町でも養鶏をされていて、その中間地点ということで計画をしていましたが、なかなかできなかったということです。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	6番	議長、6番。 農機具及びタンク置場ということで農業用施設で許可を取られたと思うのですが、今回一般住宅での申請ですが大丈夫なのでしょうか。
	事務局	議長、事務局。 今回の農地は、第2種農地になりますので問題はありません。
	議長	ほかにありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第71号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第71号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第71号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。競売物件を落札し、売買するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。売買をするものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	4番	議長、4番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人と渡人は義兄弟になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	5番	議長、5番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人はハウスで芋の苗を作るそうです。以前の方は井戸があったので畑かんの水は要らないと言われていましたが、受人は苗床の水として畑かんの水が必要ということで畑かんを引く準備をされているそうです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第72号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第72号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第72号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、7番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 12月16日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、2号とも許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人は受人の社長になります。養豚をされていて、自分で飼料米、麦を餌にしている、農協から飼料米を買い取っていましたが、農協が手を引くということで、50町歩ほどだそうですが、自分でするのに貯蔵するための倉庫が必要ということでの申請となります。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため、不許可の例外にあたるかと考えられます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	7番	議長、7番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先ほどの案件で、一般住宅を建てるものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第73号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第73号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第73号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるところでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定された集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	4番	議長、4番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受人、渡人は同じ地区で、苺をされていた渡人が辞めるということで受人が取得することになりました。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。 次に、2号。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	12番	<p>私が担当ですので、2号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。農地の価格を設定するのに間に入ってほしいということで仲介に入りまして、価格の決定させていただき、お互いに納得してもらい了解を得ました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第74号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第74号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行いま す。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第74号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	10番	議長、10番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	6番	議長、6番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 12月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、中間管理事業へ移行するため2件でした。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「1月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「1月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和4年12月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 12月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

4番

5番